

令和5年度 道有財産等有識者会議（第1回） 議事録

日 時：令和5年(2023年)11月16日(木) 14時00分～15時20分

場 所：第2水産ビル 4階 4F会議室

出席者：構成員 (公社)北海道宅地建物取引業協会 会長 伊藤 一三
北海道大学 公共政策大学院 教授 宇野 二郎
(一財)日本不動産研究所北海道支社 次長 太田 祐介
北海学園大学 工学部 教授 岡本 浩一
北海学園大学 経済学部 教授 西村 宣彦
北海道大学大学院 工学研究院 教授 森 傑
事務局 北海道総務部行政局財産担当局長 清水 章弘
財産課長 平田 健男
財産課管理運用担当課長 白幡 博久

- 議 題
- 1 知事公邸等の現状及び基本的な考え方について
 - 2 プレスト1・7の対応状況について
 - 3 赤れんが庁舎のリニューアルについて

議 事

(宇野座長)

それでは、早速議事に入りたいと思います。次第に沿いまして「知事公邸等の現状及び基本的な考え方について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

資料1に基づき説明。

(宇野座長)

はい、ありがとうございます。ただいま説明がありました事項につきまして、ご意見・ご質問等ありましたらお願いしたいと思いますが、如何でしょうか。森委員聞こえてらっしゃいますか、何か質問等ありましたらお願いしたいのですが。

(森 委員)

ありがとうございます。特段にこれまでの経緯について、私の理解ともぶれが無く、よく整理されていると思います。特に質問はございません。ありがとうございます。

(宇野座長)

はい、ありがとうございます。無事聞こえていらっしゃるようで安心しました。どうもありがとうございます。他の方、何かありますか。はい。伊藤委員お願いいたします。

(伊藤委員)

近代美術館と合わせてですね、一体的に使うということ。他県でもあると思いますが、美術館あるいは緑地ですね、それから、周辺にも色々と建物がありますから、知事公館も開放しているということであれば、一体的に観光資源化をしていくというようなことを念頭に置かれてはどうかというふうに思っております。以上です。

(宇野座長)

はい、ありがとうございます。特に事務局からは、よろしいですか。

(事務局)

はい。ご意見として、受け止めさせていただきます。

(宇野座長)

その他ございますか。はい。岡本委員お願いします。

(岡本委員)

はい、岡本です。説明いただいた内容に特に異論はないですが、やはり先ほど伊藤委員からありましたとおり、近代美術館との関係性がすごく重要で、どのように組み立てていくのかという点は欠かせないことだと思います。そう思うと、間に挟まっている道路の取扱いも、きちんと整理していく必要があると思います。札幌市の市道にあたると思われるので、札幌市さんとの調整とか意見交換とかも、丁寧に色々組み立てながら、組み込んで進めていただきたいと思います。以上です。

(宇野座長)

はい、ありがとうございます。只今のご説明につきまして、ご意見・ご質問等ありましたら、お願いします。西村委員、お願いします。

(西村委員)

はい。特に質問とかではないのですが、知事公邸の委員会からも、かなり経過もして、当然近美の方をどうするのかということもありますので、丁寧に進めていただいているのかなと思う反面、やはり時間が結構かかっているなど。この低利用の状態が当面続くというのがいいのかと言いますと、やはり早く有効活用策を見いだしていくということが重要ではないかと思っておりますので、いつまでもずるずるということではなく、着実に進めていくということをやっているかというふうなふうに思います。

その際には、やはり短期的なメリットや利益ということだけでなく、このエリアの特性として、北海道の芸術文化の拠点となり得るエリアでもありますので、北海道の中長期的な発展という考えと整合のとれた形で、有効活用策を是非見出していただきたいと思います。以上です。

(宇野座長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。そうしましたら、この件はここまでとさせていただきます。続きまして、プレスト1・7の対応状況について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

資料2に基づき説明。

(宇野座長)

ありがとうございます。それではただいまの説明がありました事項につきまして、ご意見・ご質問等ありましたら、お願いします。はい、岡本委員からお願いします。

(岡本委員)

はい。岡本です。ご説明ありがとうございます。ちょっと情報を付加していただきたいです。床及び土地の道庁側と分譲側の皆様の持ち分割合がどのくらいなのかを伺います。

もう一つが、これは、タラレバ意見になってしまうので、どうしようもないのかもしれないですが、このプレスト1・7をどうしようか検討する際、契約期間満了を目前にして、1年程度前から動き出したのか。もっと2年とか3年とか前から考えていて、ちゃんと積み上げてきた上で現状に至り、色々あって1年延長したのかというところですか。結構な存在感があり資産価値でもある、まちなかでの役割としても重要な場所にあると思います。当然、契約期間の満了は見えていたなか、どのくらい手前から考えていらしたのか。というのは、今後同じような案件があるとき、すでに分かっているにも関わらず短い期間で、その年度に入らないと手を動かさないと話にはならないと思うので、どういう考えで進んできたのか、お伺いしたいということです。

その2点、お伺いできればと思います。

(事務局)

区分所有者と道の部分の持ち分割合ですけども、道が7割、区分所有者が3割というような割合になっております。建物については分譲しておりますが、土地の底地は北海道で持っているものの、区分所有者には借地権を設定しているという状況です。

それと検討期間についてですが、信託契約の中では3年前から協議をするというような記載もあります。信託期間の当初は令和5年10月末でしたので、3年ほど前から道庁内部では検討を進めてきたところですか。

(岡本委員)

わかりました。ありがとうございます。また、後で質問します。

(宇野座長)

はい。そうしましたら太田委員。

(太田委員)

はい、太田でございます。私の方は意見ということですけども、2ページのですね、2番の(1)に対応案の検討ということで、3案あげられています。大きく分けると①の信託期間の延長と、②の信託が終わった後に道に財産が戻ってきたときに道による賃貸事業の継続。要するに①と②は、道として、貸しビル事業やりますということです。あるいは、③の売却ということで、3案あげられていますが、私としては、③の売却というのが一番いいのかなと思っております。そう感じたのは、右側にも書いてありますとおり、不動産市況が良いということも、もちろんあるのですけれども、不動産事業をやるということは、当然コストがかかるという話になってきます。そのコストを負担してでも、継続して保有することが、道の行政目的に合うかどうかということ、考えなきゃいけないのかなというふうに思っておりまして、そういうことを考えたときに、貸しビル事業をやる

というのが、道の行政の目的、本来の目的なのかどうかということに照らして、違うというのであれば、売却を推進していくべきなのかなというふうに考えております。以上、意見として述べさせていただきました。以上でございます。

(宇野座長)

はい。ありがとうございます。その他如何でしょうか。(はい、西村先生お願いします。

(西村委員)

はい。私も太田委員と同意見ですけれども、基本的には以前取りまとめられた道の基本的な考え方に沿って、売却していくというのが、やはり道がこういう貸しビル事業をやるというのは本来する事ではないと思いますので、その方向が妥当ではないか思います。ただ仮にそうでないとすると、公用施設あるいは公共用施設として将来使う可能性があるとするならば、その間、持ち続けるということもありうるのかなとも思います。ただ今ご説明ありましたように、公共用地も少しずつ増えていて、公用施設として、あるいは、公共用の施設として使うために、ここが必要となる可能性は低いというご説明が本当にそうであるならば、不動産の市況としても今は悪くないということですし、売却に向けて進めていくのが、妥当なのかなと思います。ただ本庁舎も70年、50年+25年ぐらい経過しているということで、そう遠くない将来に、建て替えの可能性があった場合にも、ここを所有していなくても賄えるというご説明が、確かにそうであれば、この普通財産については売却ということで、よろしいのではないかなと思います。以上です。

(宇野座長)

ありがとうございます。その他如何ですか。森先生、大丈夫ですか。

(森委員)

皆様と同じ意見です。売るのなら今が売り時で、これが5年10年経過すると売り時ではないなと思います。売るのなら早く売ったほうがいいですが、ただ、これもご指摘がありましたが、現行行っている貸しビル事業が継続できるかできないかという方法の判断になってしまう。今の方法として、うまくいきそうにもないので売却するというのですが、その他の方法がどれだけ選択肢として考えられたのかというのが、今日の資料では十分に見えてこないというのが、私としては引っかけるところであります。財政的な負担など様々な意味で持ち続けることに消極的になることは理解していますが、道が関与しなくていいのか、売却してしまうと二度と手に入らない土地なので、広い意味で不動産のビジネス視点から見たときに他の手段がとれないのか、3年間でどれだけ検討されたのかということは押さえておく必要があると思います。今やっている貸しビル以外のアイデアがないとか、地方公共団体としてそれ以外の方法は現実的にできないことがないという前提で売るということであれば、積極的な意味で売るという判断でよろしいかと思います。ありがとうございます。

(宇野座長)

はい、ありがとうございます。事務局から何かございますか。(伊藤委員、挙手)伊藤委員お願いします。

(伊藤委員)

はい。同じ意見ですけれども、これちょっと確認したいのですが、信託受益権がある間に売却した方が有利というふうに考えておられるということですか。いずれこれ1年で切れるわけです。売却して買った方たちは恩恵を受けられないわけですね、信託銀行と色んなことはできないのですか。ちょっとこの辺が私もあまりよくわか

ってなくて。私も、③の売却の方向性でいいと思いますし、一番のネックはやっぱり区分所有だということだと思うのです。区分所有は中々難しく、道として7割は持っているといいながら、他の区分所有者と色々な話し合いをしていかなければならず、将来的にそれを道の仕事の中で活用していくという目的が見いだせないのであれば、この時期が一番、売却にはいいのだろうと。先ほど言ったその信託受益権がついてる間というよりは、もう物件を売却するという前提で考えたほうがいいのではと思っています。時間がたてばたつほど、これから経費がかかってきますし、私も色々取引所だとか他の業者から話を聞きますと、建築費が高いのと、維持費が高い。それと、特にこの将来的な解体費が非常に大変なのです。アスベストの問題とか色々ありますので、これだけ余裕のある建築物件、30年ですか、余裕のあるうちに、いい条件で売却された方が良いのではと思っています。以上です。

(宇野座長)

ありがとうございます。事務局から何かございますか。

(事務局)

財産課長の平田でございます。今、ご意見がありました信託受益権の関係ですけれども、今、信託受益権の状態で売却をしたならば、みずほ銀行さんが受けている部分については、来年の10月31日、またはその所有権が移った時点で、新しい所有者がどうなるかですけれども少なくとも契約自体は、来年の10月31日で切れます。その後どういったような管理手法を、新しい所有者、売却して所有者になる方が選ぶのかというところは、色々な手段が考えられると思います。自分で、それを管理していくも有り、委託することも有り、ということだと思います。先ほどの森先生からの意見ですけれども、他の選択肢がなかったのかということに関して言いますと、一応私どもの事業総括の時点では、信託の延長というのと、賃貸事業の継続と、それから売却と、売却の場合については、信託受益権でどうだという部分と、土地だけでも持ち続けられないかといった意味での、そういった検討もいたしました。ただ当時市場調査をやった時に、やはり土地付きでないと、なかなか購入に対して意欲を示す事業者さんがおられなかったということも事実でありまして、私どもとしては、賃貸事業に関していえば、他の選択肢があったかどうかといわれると、他県の事例とかも踏まえまして、やはり私どもが賃貸事業を継続するのであれば、民間事業者に委託をしながら、保有し続けるということを検討する以外にはなかったところが、実際のところでございます。以上でございます。

(事務局)

ありがとうございます。森先生大丈夫ですか。

(森委員)

大丈夫です。ありがとうございます。

(宇野座長)

はい。何か他にございますか。岡本委員お願いします。

(岡本委員)

岡本です。建物の状況を踏まえるとまだ20年ぐらい使えるというお話なので、その点を考えると、ちょっと難しいかなと思うのですが、例えば、地域性などをきちんと認識した上で、道が持っている、持っていたとか、過去形になると思うのですが、持っている土地を今後どのように活用して欲しいか、まちづくり的な視点、あ

るいは、道民への貢献みたいな視点で条件をつけて売却できないかと考えています。例えばURの団地ですと、古い団地を集約した後、古い建物を解体して更地にし、その土地を、まちづくりに寄与する、あるいは、地域のまちづくりのことを考えてくれる事業者なら、売りますという形で条件付の売却をしたり、都市計画提案制度を用いて地区計画を合わせて提案し、その地域のことを考えた利用を前提に活用していく方にお売りしますと仕立てたりする事例があります。ただ今回の件はまだ20年使えるとのお話なのでちょっと乗ってこないかなと思うのですが、そういうような思いを伝えた形での売却ができるのであれば、ぜひ検討していただきたい気持ちがあるので、お伝えしておきたいと思います。以上です。

(宇野座長)

はい、ありがとうございます。事務局の方でよろしいですか。

(事務局)

ありがとうございます。私どもの方で、まだ最終的な考え方は固まってございません。本日先生方からのご意見も踏まえて、また議会との議論を踏まえて、考え方をまとめていこうと考えておりますが、参考までに、私ども道庁の西18丁目別館っていうところを持っていた時に、二段階方式の入札ということをやりました、その環境に配慮した提案をしていただくということを基準にして、それに合致した方だけで入札を実施したということもございます。今日、岡本先生からいただいたご意見も踏まえまして、そういった方向に進んだ場合には、十分に検討して参りたいと思います。

(宇野座長)

はい、ありがとうございます。その他如何ですか。皆さんから様々なご意見いただきましたけれども、この件につきましては、概ね皆さん、売却を支持しているというような意見だったと思います。今後、道民に負担がないように、また、不動産賃貸事業を行うことは必ずしも行政の主目的ではございませんので、それを踏まえてご検討いただきたいという意見が多かったと思います。私自身も、公共的な必要性が低いのであれば、将来的な税金投入のリスクをできるだけ低減させるという視点も必要だと思いました。

一方で、岡本先生からもありましたし、また、森先生からもありましたとおり、この地区のまちづくりや環境整備との関係からも考えていかなければならないということもあると思いますので、先ほど事務局からも回答があったような方向でご検討いただければと思います。

それでは他になければ、次の議題に移りたいと思います。最後になりますが、赤れんが庁舎のリニューアルについて、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

資料3に基づき説明。

(宇野座長)

はい、ありがとうございます。それでは、ただいま説明がありました事項について、ご意見・ご質問などをお伺いしたいところですが、今15時に近づいておりますので、この後、15時で退席される方はいらっしゃいますか。大丈夫ですか。はい。それでは続けさせていただきたいと思います。何かご質問等々ありますか。

はい、太田委員お願いいたします。

(太田委員)

はい、一点質問がございます。民間のノウハウの活用ということで、指定管理者制度を導入しながら進められるということで、その一方でその裏のページに今年度中に設計業務を完了させる予定というふうにも書いております。これの意味合いを確認しておきたかったのですけれども、進め方として、誰と一緒にやっていくかを決めたと上で設計や作りこみに入っていくのか。もしくは設計の方を最初に決めたと上で、その上で指定管理者を選定していくのかの、どちらなのかというのを確認できますでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。設計は設計でまた進めていきます。指定管理者は、タイミングとしては、設計が進んでいる、製作しているようなタイミングになると思うのですが、また、指定管理者は指定管理者でまた別に選定をしていくという、そういうようなスケジュールで今考えています。

(宇野座長)

はい。その他如何ですか。森先生大丈夫ですか。

(森委員)

方針に関して特に異論ございません。一般的に建物の1階が一番入りやすく廻りやすいのですが、そこに飲食・物販・観光があるのですが、この方法は使いやすいと思うのです。使いやすいのですが、私としては、この建物は、北海道のシンボルで、北海道の情報をいかに理解してもらい発信するのかという役割にふさわしい建物で場所にあると思っております。コロナとかありましたが、最近、観光客や外国人の方が増えてきていて、私の印象としては、道民の方々がちよくちよく来るというよりも、外国の方が来られる機会がある。外国の方がわざわざここで観光情報を得るのか、ここで土産を買うのかということ、そうでもない様な気がして、私個人としては、例えばアイヌの文化であるとか、北方領土のことであるとか、そういう北海道の特徴、個性、歴史、抱えている問題というのを広く国際的に意識していただくということは非常に大事だと思っております。指定管理といったときに、こういうレイアウトで、こういう形でやってくださいとなると、民間の創意工夫もないので、もう少し、どのフロアで何をやるのかというのを、コンセプトとあわせて整理していただければと思います。ありがとうございます。

(宇野座長)

はい、ありがとうございました。西村議員、何かありましたか、手を挙げていただいていたようですが。

(西村委員)

はい。私も、太田委員、森委員が指摘された部分ですが、少し気になったところで、指定管理者の方を選ぶということですが、設計等が先に進むという様な印象を資料から受けましたので、その場合、飲食とかにしても、実際に事業者が決まった際に、このレイアウトでは使いにくいということになるかもしれませんし、そのあたり、どういうふうに、調整を考えてらっしゃるのかなってところが少し気になりました。

また指定管理者は単一の事業者というよりは、飲食とか歴史の展示ですとか建物管理だとか、コンソーシアムみたいな形になるのかなと思ったのですが、その辺りどのようなイメージになるのでしょうか。また指定管理の期間も一般的には5年ぐらいかもしれませんか、もう少し長期で考えているのか。そのあたりも、現時点で固まっているものがあれば、お伺いしたいです。

あと前庭の方も利活用できるということでしたので、そういったところにも仮設の工作物を作ったりして、活用するといったことも考えていらっしゃるのかなというあたりも、質問ばかりで恐縮ですが、お伺いできればと思います。

(宇野座長)

はい、ありがとうございます。先ほどのことにつきましてもあわせてお願いしたいと思いますが如何ですか。

(事務局)

はい、ありがとうございます。森先生からお話のありましたアイヌの文化ですとか北方領土の関係につきましては、今回展示の設計をしていく上でも、アイヌの歴史ですとか、専門の先生に見ていただき、またそちらの先生方とも相談しながら、より良い発信の仕方っていうのを確認しながら進めていきたいというふうに思います。

西村先生からお話のありました展示を、設計の方と指定管理を進める方というのでしょうか、今想定している展示は、展示の方で設計を進めて、製作の方を行っていくというふうに考えております。できたものというような形には、ならざるをえないのかなと思うのですが、今回の道の方で整備する展示の管理ですとかを含めて、指定管理者の方に運営していただければというふうに考えております。飲食物販も入りますので、一社というよりはコンソーシアムっていうのも当然想定はできるかなというふうに思っています。年数につきましては道の基準で5年間っていうのがありますので、基本的にはその年数になるのかなというふうに思っております。あと前庭の活用につきましては、何かこう物を作るとか、何かを設置するっていう事は、現在は考えておりませんが、今あるスペースを活用して、運営をしていただく事業者のアイデアの中で色々なイベントですとか、そういうので前庭を使っていただければなというふうに考えております。以上です。

(西村委員)

門のところから、全てのところが前庭なのでしょうか。

(事務局)

赤れんが庁舎から正面側、東側部分が前庭です。

(西村委員)

緑地の部分も指定管理者で行うのでしょうか。

(事務局)

庭の木の管理とかを、北海道でやるか、指定管理者でやるかという、その最終的な詰めは、まだできてはおりませんが、庭池の前のスペースですとか、赤レンガ前のアスファルト部分で、物販の販売ですとか、そういうイベントは今でもやっていますが、そういったものも、どんどん積極的にやっていただいて、賑わい創出にと、今考えているところです。

(西村委員)

先ほど森先生方からありましたように、やっぱり北海道の顔というような場所でもありますので、賑わいを創っていただくことも大事ですが、収益が上がれば何でもありというふうになってしまうと、それはそれで色々なご意見も出るのかなと。公共の場所でもあるので、その辺りも事前にきちんと詰められておいたほうが、事後的なトラブルも起きにくいのかなというふうに思いました。以上です。

(宇野座長)

はい、ありがとうございます。その他何かございますか。はい、岡本委員お願いします。

(岡本委員)

はい、岡本です。とても期待しています。どんな展開をされるのか、各先生方のご意見も踏まえて、よりよいものになると思うのですが、先ほどの指定管理の話で、北3条広場は、札幌駅前通りまちづくり会社さんがきつと管理して、当然使いこなしていると思うので、そういう部分との連携ですとか、開催時期を上手に合わせるとかテーマを合わせるとか、というようなことなども是非していただきたいので、前庭だけ、あるいは運営と建物だけ管理をしてくれればいいのではなくて、もう少し周りとの調和も踏まえた形での管理運営っていうのを前提に選定していただければ嬉しいなと思います。以上です。

(宇野座長)

はい、ありがとうございます。その他如何ですか。

無いようでしたら、私の方からも何点か質問させていただきたいと思います。今皆さんのご意見を伺っていると、赤レンガ庁舎は北海道の顔ですので、そこはしっかりと維持した上で今までの運営とはとは異なり、民間のノウハウを生かしながら、より良いものにしてければよいのではないかと、というご意見だと思いました。そこで、気になる点は、指定管理者制度の活用方法です。指定管理をしていくとなりますと一番大きな問題になるのは利用料金をどのように活用していくのかということだろうと思います。今までのご説明をお伺いしていると、この事業は独立採算でやってくってということではなさそうですが、民間のノウハウを引き出していくためには、利用料金制度を導入することも考えられるだろうと思います。現時点では、この利用料金についてどのようにお考えなのかお教えいただけないでしょうか。市内には他にも重要文化財がございますので、それらで利用料金がどのようになっているのかも教えてください。如何でしょうか。

(事務局)

市内での重要文化財ですが、例えば札幌時計台ですとか、中島公園の豊平館は重要文化財になっておりますけれども、どちらも、会議室っていうのでしょうか、ホールというのでしょうか。貸室のようなものも設けています。そこで、利用料金を徴収しております。それと、両方の施設共通しているのは、入館料を、時計台ですと200円で、豊平館ですと300円を徴収しております。今赤れんが庁舎では、リニューアル基本指針の中で、収益性の高いスペースで利用料金を設定していきましようというところまでは決まっております、まだ具体的なところっていうのはまだ検討は進んではいないという状況であります。

(宇野座長)

赤れんが庁舎自体は、以前はすべて無料だったのですよね。

(事務局)

はい、無料でした。行政庁舎として使っておりましたので、道の事務室が入っていたり、あと会議室も道の会議室として使用していたというのが大半です。それと、一部、一般に公開している歴史の展示物の紹介ですとか、そういったスペースもありましたが、リニューアル前は無料で開放しておりました。

(宇野座長)

確認ですけど、庁舎利用は完全になくなるということですよ。

(事務局同意) はい。理解いたしました。森委員からもあったと思うのですが、利用者には道民だけでなく道外・国外からの観光客も多くあるのですか。

(事務局)

過去の平成 28・29 年ぐらいの調査にはなるのですが、特定の期間の入館者数が、例えばどこから来たかという調査をしておりますが、日本人のサンプル調査では、道内から来たという人が大体 15%程度、道外が 85%程度といった、そういった割合の調査は過去に行っております。

(宇野座長)

はい、ありがとうございます。

森委員、お願いします。

(森委員)

今聞いたデータで大事だなと思うポイントは、私が観察した感じだと外国の方は、表と言いますか、写真を撮って帰っているケースが多いと思うのです。過去の庁舎は、スポットとして外国の方が興味を引く内容ではなかったと思うのです。その時の道内外の情報というのは、悪いデータではないのですが、あまり当てになるようなデータではないと思うのです。表で写真を撮っていた人達をどのようにして中に引き込んで、その方々に何を伝えるのかというのが、今後の役割という気がするのです、その辺りを是非積極的に検討していただきたいと思えます。ありがとうございます。

(宇野座長)

はい、ありがとうございます。まさにそうですね。今後、指定管理者が、施設外の人達を施設の中に入っていく工夫をした結果、入館者が増えれば、施設の中にある情報の発信に繋がります。そうした工夫を引き出すためにも、私は利用料金の設定方法が重要だと考えます。当然、道民の方、あるいは教育面の問題などもありますので、利用料金の免除のあり方なども論点だろうと思えます。そうした点も含めて、これからも議論していかなければいけないだろうと思っております。もし、他に何かご発言ありましたら、如何ですか。西村委員お願いします。

(西村委員)

すいません。入館料の設定をするという方向の議論になっているということで、私も誤解していて、貸し館みたいな部屋を貸したりする部分は有料でもちろんとるけれども、こういう観光情報とか展示ですとか、飲食スペースとか、フリーで入るような形なのかなと思っていたのですが、この建物に入館することでの料金を設定することも検討をする、その可能性もあるということでしょうか。

(宇野座長)

どうなのでしょう。私もそのように感じておりましたが。

(事務局)

利用料金全般の検討が必要かなというふうに思っています。すでに指針の中で、こういったのは、催事で貸し出すスペース、道民活動として使ってもらうスペースを既に備えていますので、そういったところの料金というのは他の施設を見ても、徴収はしておりますので、それは一つ検討になるでしょう。あと先ほど時計台と豊平館の話をしましたけども、実際同じような施設を設けている建物でも、現に入館料を徴収しているという

のもありますので、そういうものの検討が必要なのかというふうに思っております。

(西村委員)

その場合、入口のところで徴収する、徴収場所を設けることですね。はい。わかりました。

それも可能性としては、ありかなというふうに思います。すみません。確認でした。

(宇野座長)

はい、ありがとうございます。入館料を取れば、当然、入館者数も減ったりすると思いますので、しっかり議論を重ねてく必要があるだろうと思います。今日の議題は終わりましたが、他に何かございますか。

はい。それでは以上をもちまして、本日の議事を終了したいと思います。時間少し超過いたしまして、大変失礼いたしました。以上をもちまして終了いたします。